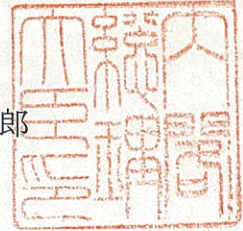




府益担第1383号
平成29年11月10日

公益財団法人日弁連交通事故相談センター
理事長 中本 和洋 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年11月10日 から 平成34年11月9日 まで

